

第 15 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の給与に関する条例及び桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

管理職員特別勤務手当について、災害対応等で平日深夜に勤務した場合に対しても支給するとともに、字句の整理を行う。

（第 17 条の 2 関係）

(2) 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

（改正条例第 2 条関係）

令和 7 年度から特定任期付職員に勤勉手当を支給する。

（第 10 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日